## 利用制限届出の手引き

農林水產省食料產業局知的財產課種苗室 令和3年4月1日版

## 目 次

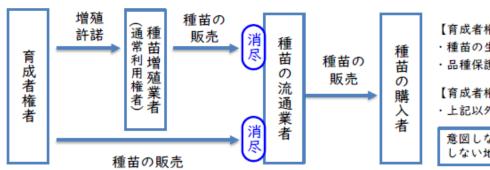
	ページ	;
	用制限届出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1)	利用制限制度の概要	
(2)	利用制限制度の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(3)	各種届出書の入手方法	8
2 ዟ	願時に提出可能な届出書	9
( )	輸出先国の制限に係る特例届出書	9
(2)	生産地域の制限に係る特例届出書	0
	輸出先国の制限に係る特例届出書(指定の取消し)	
	生産地域の制限に係る特例届出書(指定の取消し)	
` ,		
3 🕏	和3年4月1日時点における出願品種又は登録品種について提出可能な届出書	3
	輸出先国の制限に係る特例届出書(出願品種及び登録品種に係る届出)	
	輸出先国の制限に係る特例届出書	
( - )	(出願品種の届出に係る指定国の取消し)	5
4 品	種登録後に提出可能な届出書	6
(1)	輸出先国の制限に係る特例届出書(指定国の追加)	6
(2)	生産地域の制限に係る特例届出書(指定地域の追加)	7
(3)	輸出先国の制限に係る特例届出書(指定国の追加の取消し)	8
	生産地域の制限に係る特例届出書(指定地域の追加の取消し)	
	輸出先国の制限に係る特例届出書(届出の取下げ)	
	生産地域の制限に係る特例届出書(届出の取下げ)	
	輸出先国の制限に係る特例届出書(取下げに係る届出の取下げ)	
	生産地域の制限に係る特例届出書(取下げに係る届出の取下げ)	
(0)	上注:0·30·20·20·10·10·10·10·10·10·10·10·10·10·10·10·10	
5 利	用制限届出に関する問い合わせ先	У
- 1	/ id #41   point   com /	

## 1. 利用制限届出について

#### (I)利用制限制度の概要

#### ア これまでの種苗法について

これまでの種苗法では、育成者権者や育成者権者から許諾を受けた者(専用利用権者又は通常利用権者) により譲渡された登録品種の種苗等については、個体の増殖又は品種保護制度のない国への種苗の持出し (輸出。収穫物を最終消費目的以外で輸出する場合も同様。以下同じです。) を除き、育成者権者の意図に かかわらず一律に、育成者権者の許諾なく利用できるとされていました(育成者権の「消尽」といいます。)。 このため、育成者権者が種苗の輸出や国内における種苗用途ではない収穫物の生産(以下、単に「栽培」 ということがあります。)を行う地域を制限することを望んでも、育成者権者はその意図に反する種苗の持 出しや栽培地域を制限できず、その結果、農産物の海外輸出や登録品種を用いた産地づくりの支障となる場 合がありました。



#### 【育成者権者の許諾が必要】

- 種苗の生産(増殖)
- 品種保護制度のない国への種苗の輸出

#### 【育成者権者の許諾が不要】

・上記以外の行為

意図しない国への種苗の輸出や意図 しない地域での栽培を制限できない

#### イ 令和3年4月の種苗法改正について

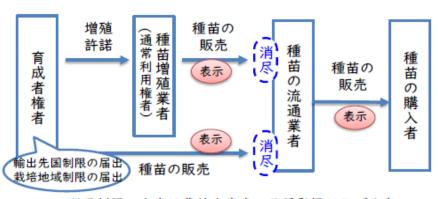
#### (ア) 利用制限制度の導入

令和2年12月に成立した種苗法改正法では、育成者権者の意図に応じて登録品種の海外持出しの防止や 登録品種を用いた産地づくりを可能とするための「利用制限制度」が定められました。本制度の施行は令和 3年4月1日です。

本制度には、育成者権者が、登録品種について①意図しない国への種苗の持出しを制限する「輸出先国制 **限」と②意図しない国内地域での栽培を制限する「生産地域制限」をできることが定められています。** 

これらの制度では、**出願と同時に\*各制限に係る届出書を提出**することにより、譲渡された種苗について、 ①意図しない国への種苗の持出し (輸出) 又は②意図しない地域での栽培を行う場合に、育成者権者の許諾 を必要とすることができます(育成者権者の許諾を得ることなくこれらの行為を行うと、育成者権の侵害に なります。)。

※ 令和3年4月1日の時点における出願品種又は登録品種については、「輸出先国制限」に限り、同年9 月30日までに届出書を提出することができます(詳細は 13 頁参照)。



利用制限の内容は農林水産省の品種登録HPで公表

#### 【育成者権者の許諾が必要】

- 種苗の生産(増殖)
- ・品種保護制度のない国への種苗の輸出
- 利用制限に沿わない利用 (指定した国以外への種苗の輸出、指定 した地域外での収穫物の栽培)

#### 【育成者権者の許諾が不要】

上記以外の行為

意図しない国への種苗の輸出や意図 しない地域での栽培を制限できる

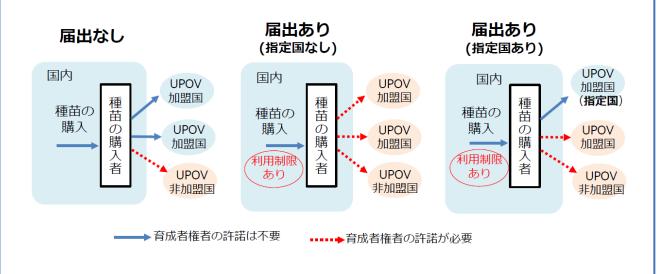
#### (イ)種苗の海外持出し(輸出)を制限する場合

例えば、登録品種の農作物の海外への輸出を意図しており、<u>意図せずに種苗が持ち出され、他国で産地化</u>されるのを防ぎたい場合には、**輸出先国制限に係る利用制限制度**を利用することが有用です。

当該制度を利用するには、出願の際に願書と同時に「輸出先国の制限に係る特例届出書」を提出する必要があります。本届出書を提出することにより、品種保護制度のある国に対しても、種苗を輸出する場合に育成者権者の許諾を必要とすることができます。

#### 留意点

- 品種保護制度のない国への種苗の輸出については、これまでの種苗法と同様、本届出書の提出の有無にかかわらず、常に育成者権者の許諾が必要です。なお、現時点で品種保護制度のない国であっても、将来的に品種保護制度が整備された場合、本届出書を提出していない場合には当該国への種苗の輸出は制限されなくなりますので御注意ください。本届出書を提出することにより、このような場合でも当該国への種苗の輸出を引き続き制限することが可能となります。
- 「輸出先国制限に係る利用制限制度」を利用したことで種苗の輸出が制限されている国であって も、育成者権者自らが輸出することや、育成者権者から許諾を受けた上で輸出することは可能です。
- 本届出書では、品種保護制度のある国の中から種苗の輸出を制限しない国(以下「指定国」ということがあります。)を指定することができますが、必ずしも指定する必要はありません。本届出書において国を指定しない場合には、全ての国に対する種苗の輸出について育成者権者の許諾が必要とされることになります。なお、一度指定した国は、そのことが公示された後は取り消すことができませんので御注意ください。
- 品種登録後であれば、種苗の輸出を制限しない国(指定国)を追加することや輸出先国制限自体を取り止めることができます。<u>なお、一度追加した国は、そのことが公示された後は取り消すことができませんので御注意ください。</u>

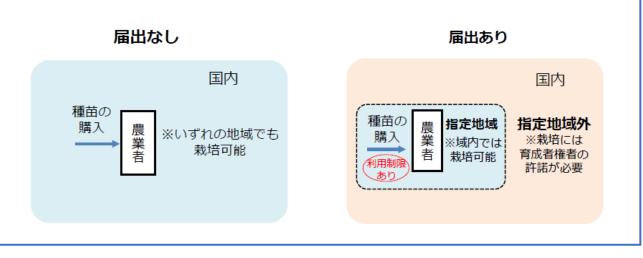


#### (ウ) 国内での収穫物の生産地域を制限する場合

例えば、産地づくりのため開発した品種について、特定の地域に栽培を限定し、<u>登録品種を用いた産地づくり・地域ブランド化を進めたい</u>場合には、<u>生産地域制限に係る利用制限制度を利用することが有用です。</u> 生産地域制限に係る利用制限制度を利用するには、<u>出願の際に願書と同時に「生産地域の制限に係る特例</u> 届出書」を提出する必要があります。本届出書の提出により、指定した地域(以下「指定地域」ということがあります。)以外で収穫物を生産する場合に、育成者権者の許諾を必要とすることができます。

#### 留意点

- 指定地域以外であっても、育成権者からの許諾を受けた上で収穫物を生産することは可能です。
- 本届出書は国内での収穫物の生産地域を制限するのみであり、海外への種苗の持出しは制限されません。 海外への持出しを併せて制限する場合には、「輸出先国の制限に係る特例届出書」も併せて 提出する必要があります。
- 本届出書では、必ず都道府県や市町村等、収穫物を生産する地域を指定する必要があります。産地づくり以外の目的で指定地域を定めることはできません。なお、一度指定した地域は、そのことが公示された後は取り消すことができませんので御注意ください。
- 品種登録後であれば、収穫物の生産を制限しない地域(指定地域)を追加することや生産地域制限 自体を取り止めることができます。<u>なお、一度追加した地域は、そのことが公示された後は取り消</u> すことができませんので御注意ください。



#### (エ) 利用制限の公示

利用制限の内容は、出願公表時及び品種登録時に官報で公示され、<u>農林水産省の品種登録ホームページ</u>(http://www.hinshu2.maff.go.jp/index.html)で公表されるとともに、品種登録簿に記載されます(法第21条の2第3項、第4項)。

#### (オ) 利用制限の表示義務

品種登録の公示がされた日の翌日以後は、利用制限がされた登録品種の種苗を<u>譲渡する場合又は譲渡のための展示若しくは広告をする場合に品種登録がされている旨及び利用制限がある旨の表示をすることが義務付けられます(法第 21 条の 2 第 5 項又は第 6 項、第 5 5 条)。</u>

これらの義務に違反した場合には、10万円以下の過料が科されることがあります(法第75条)ので御注意ください。

#### 表示について①

#### 【表示義務の対象】

表示義務がある場合	表示の対象
譲渡する場合	種苗又はその包装
譲渡のための展示をする場合	種苗又はその包装
譲渡のための広告をする場合	広告(カタログ、チラシ、インターネット販売サイト等)

#### 【登録品種である旨の表示内容】

- 以下のいずれかの表示をすることが必要です(種苗法施行規則第21条の2)
  - ①「登録品種」の文字
  - ②「品種登録」の文字及びその「品種登録の番号」
  - ③ PVPマーク(以下図柄見本参考)









- ※ 流通の過程で登録の失効が予定されている場合には、「この種子は登録品種です (令和〇年〇月〇日まで)」などと記載することもできます。登録品種でない品種について「登録品種」であることを誤信させる表示をした場合には、刑事罰(個人:3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人: 「億円以下の罰金)が科されることがあります(法第56条)ので御注意ください。
- ※ 品種登録される前に、登録品種である旨の表示をすることはできません。出願中の品種を含め、登録品種以外について、PVPマークを貼付することは、上記の誤信表示として種苗法違反(第 56 条)になりますので、ご注意ください。)。なお、品種の利用者への注意喚起の観点から、「品種登録出願中」などと表示をしておくことは可能です。
- なお、登録品種(過去に登録品種であった場合を含む。)を譲渡する場合には、<u>当該登録品種名を使</u> 用する必要があります(法第 22 条。これまでの種苗法と変わりません。)

#### 表示について②

#### 【利用制限がある旨の表示内容】

● 以下のいずれかの表示をすることが必要です(種苗法施行規則第 16 条の3)。

制限の内容	表示の内容
輸出制限のみ	①「海外持出禁止(公示(農水省HP)参照)」
	②「海外持出禁止(農林水産大臣公示有)」
	③「〇〇のみ輸出可(公示(農水省HP)参照)」(〇〇は指定国を記載)
	④「○○のみ輸出可(農林水産大臣公示有)」
	⑤「利用制限あり(公示(農水省HP)参照)」
栽培地域制限	①「△△内のみ栽培可(公示(農水省HP)参照)」(△△は指定地域を記載)
のみ	②「△△内のみ栽培可(農林水産大臣公示有)」
	③「利用制限あり(公示(農水省HP)参照)」
輸出制限及び	①「海外持出禁止及び△△内のみ栽培可(公示(農水省HP)参照)」
栽培地域制限	②「海外持出禁止及び△△内のみ栽培可(農林水産大臣公示有)」
の双方	③「○○のみ輸出可及び△△内のみ栽培可(公示(農水省HP)参照)」
	④「○○のみ輸出可及び△△内のみ栽培可(農林水産大臣公示有)」
	⑤「利用制限あり(公示(農水省HP)参照)」

- ※ 品種の利用者への注意喚起の観点から、品種登録される前でも上記の表示が可能です。
- ※ 「利用制限あり(公示(農水省HP)参照)」以外の表示をした場合、表示後に指定国又は指定地域が 追加された場合には表示内容を変更する必要がありますので御注意ください。また、既に流通している種 苗についても速やかに表示内容を表示する必要がありますので流通業者等への周知をお願いいたします。

#### 【表示例】

品種名:ノウリンイエロー (登録品種)

海外持出禁止、東京都内のみ栽培可(公示(農水省HP)参照)

品種名: ノウリンイエロー (この種子は**品種登録**されています。)

登録番号:999999

アメリカ合衆国のみ輸出可(公示(農水省HP)参照)

品種名:ノウリンイエロー

海外持出禁止(農林水産大臣公示有)



この種子は登録品種です(令和3年7月14日まで)

品種名:ノウリンイエロー

利用制限あり(公示(農水省HP)参照)

#### ウ 令和3年4月 | 日時点における出願品種又は登録品種について

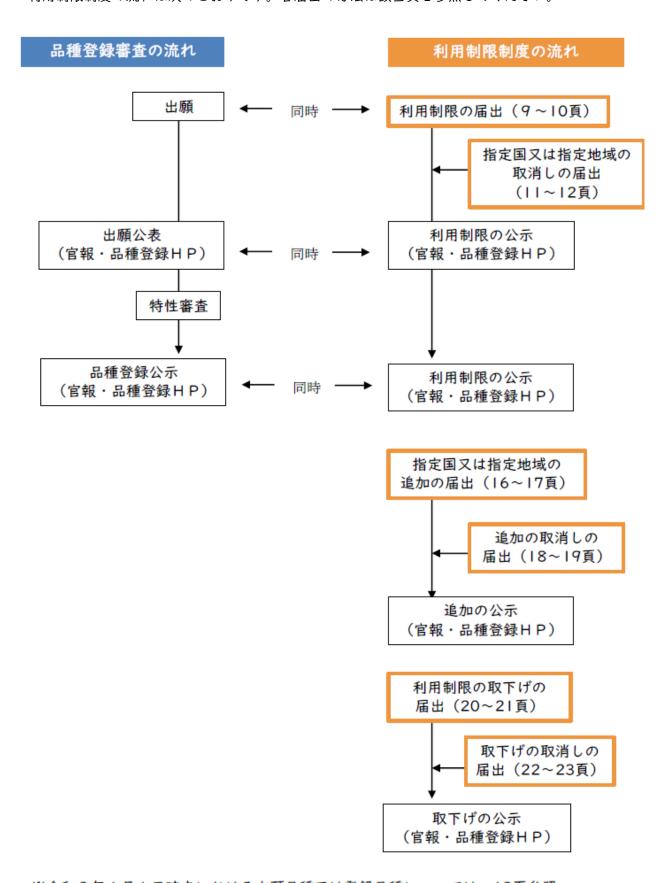
利用制限制度を利用するには、出願と同時に各届出書を提出する必要がありますが、「輸出先国の制限に係る特例届出書」に限り、本制度の施行日である令和3年4月1日時点における出願品種又は登録品種であっても、令和3年9月30日までの間に限り、当該届出書を提出することができます(改正法附則第3条)。詳細は、13頁を参照ください。

#### 利用制限制度を利用するに当たっての留意点

- 利用制限制度を利用するか否かは、育成者権者(出願者)の判断となります。
- 利用制限制度の利用により、意図しない国への種苗の輸出等に許諾を必要とすることができる一方で、種苗を譲渡する場合に利用制限されている旨の表示義務が課せられるなど、一定の負担が生じるという側面もあります。
- 育成者権者(出願者)はこのような点も踏まえた上で、<u>必要な場合に限り利用制限制度を利用する</u> ことを検討する必要があります。

#### (2) 利用制限制度の流れ

利用制限制度の流れは次のとおりです。各届出の方法は該当頁を参照してください。



※令和3年4月1日時点における出願品種又は登録品種については、13頁参照

#### (3) 各種届出書の入手方法

各種届出書は以下①又は②により入手をお願いします。

- ① 農林水産省のホームページから様式をダウンロード
  - 農林水産省 品種登録ホームページ URL http://www.hinshu2.maff.go.jp/index.html



#### ② 農林水産省食料産業局知的財産課(種苗室登録チーム)に郵送で請求

以下の<u>ア及びイを同封</u>して、知的財産課種苗室登録チームあてに送付してください。なお、出願に際し、願書等を郵送で請求する場合には、「輸出先国の制限に係る特例届出書」及び「生産地域の制限に係る特例届出書」は、願書等と同封して送付いたします。

- 農林水産省食料産業局知的財産課種苗室登録チーム 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話 03-3502-8111(代表) 内線 4301
- ア 請求する資料の種類及び請求者を記載した書面

様式の指定はありませんのでメモ書きでも問題ありません。以下の事項を記載して下さい。

- (ア)請求者の氏名、住所、所属(法人等の場合)、電話番号
- (イ)請求する資料の種類

例えば、「『輸出先国の制限に係る特例届出書』のみ」、「『輸出先国の制限に係る特例届出書』、『生産地域の制限に係る特例届出書』及び『利用制限届出の手引き』」等。

#### イ 返信用の封筒

**御自身あての返信用封筒をご用意ください**。返信用の封筒は、A4版(願書等のサイズ)の書類が 入る大きさの封筒を用い、これにあて名を記入し切手を貼ってください。

#### 郵便料金の目安(令和3年4月1日現在)

同封する書類の種類	郵便料金
利用制限届出書様式	120円
利用制限届出書様式+利用制限届出の手引き	40円

※願書等を同封して送付をご希望の場合には事前にご相談ください

## 2. 出願時に提出可能な届出書

ここでは、出願時に提出可能な届出書の記載等について留意すべき事項を解説します。

#### (1)輸出先国の制限に係る特例届出書

本届出書を提出することにより、育成者権者等により譲渡された登録品種の種苗についても海外に輸出する場合に育成者権者の許諾を必要とすることができます。

本届出書は、出願の際に願書と同時に提出する必要があり、出願後に提出することはできませんので御注意ください。

	_
別記 様式第八号の二(第十六条の二第一項関係)	
輸出先国の制限に係る特例届出書	届出書の提出日(郵送の場合は発送 日)を記載します。
無林水産大臣 殿  出願者 住所 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 代理人 住所 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 種苗法第 21 条の 2 第 1 項(第 1 号に係る部分に限る。)の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。	出願者が複数の場合は、出願者全員 の住所・氏名(法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)を記載してく ださい。 代理人が届け出る場合は、代理人の 住所・氏名も併せて記載してくださ い。また、代理人の権限を証明する 書面(委任状等)を提出してくださ い(願書に委任状等が添付されてい る場合には不要です。)
記   ・ 農林水産植物の種類	願書の記載と同じ学名及び和名を記
学 名 (ローマ字): 和 名:	載してください。 願書の記載と同じ名称を記載してく ださい。
3 輸出する行為の制限に係る事項 (1)出願品種の保護が図られないおそれがない国として指定する国(以下「指定国」という。) □国を指定しない □国を指定する(以下に記載)	全ての国への種苗の輸出につき許諾を必要とする場合は、「□国を指定しない」の□に✔を記載してください。 輸出に許諾を不要とする国がある場
(2)輸出する行為を制限する旨 □登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定 国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。	合には、「□国を指定する」の□に ✔を記載した上、国名を記載してく ださい。※

#### ※輸出に許諾を不要とする国を指定する場合の注意事項

- I 具体的な国名は、法第2 I 条第2項ただし書きに規定する「当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めない国」以外の国(<a href="http://www.hinshu2.maff.go.jp/info/tebiki/shiteikoku.pdf">http://www.hinshu2.maff.go.jp/info/tebiki/shiteikoku.pdf</a> 参照)を記載してください。
- 2 国を指定した場合、そのことが公示された後は、取り消すことができません。

#### (2) 生産地域の制限に係る特例届出書

本届出書を提出することにより、育成者権者等により譲渡された登録品種の種苗について指定地域以外で収穫物を生産する場合に育成者権者の許諾が必要とすることができます。

本届出書は、出願の際に願書と同時に提出する必要があり、出願後に提出することはできませんので御注意ください。

(注)本届出書は、国内での収穫物を生産できる地域を制限できるようにするものであり、種苗を輸出する行為は制限できません。種苗を輸出できる国も制限する場合には、「輸出先国の制限に係る特例届出書」(( I )を参照ください)も併せて提出する必要があります。

別記 様式第八号の三(第十六条の二第	一項関係)			
March Color	SOURIN			
生産地	域の制限に係る特例届出書			「輸出先国の制限に係る特例届出書」
	Γ	年月日		と同様です。 9 頁を参照してくださ
農林水産大臣 殿	L	T 77 H	$\Lambda$	<b>\`</b> \`
		1/	/	
	出願者			
	氏名(法人にあっては、名称及び代	代表者の氏名)		
				□に <b>√</b> を記載した上、収穫物の生産 について許諾を不要とする地域を記
	代理人			載してください。地域の指定がない
	住所 氏名(法人にあっては、名称及び代	*表考の氏名)		場合は産地形成を行う制度の趣旨に
	AT (AMO)	(3.4 ) 2(4)		沿わないことから届出は受理しませ
種苗法第 21 条の 2 第 1 項(第:	2号に係る部分に限る。)の規定に基っ	びき、下記のとお		ho
り届け出ます。				また、都道府県、市町村等、客観的
	記			にその区域が明確であるよう、具体
				的に記載してください(複数の地域
1 農林水産植物の種類				を指定することもできます(例:○
字 名 (ローマ字): 和 名:				○県及び□□県))。「標高○m以
18 18 1				上の場所」、「〇度以上の傾斜地」
2 出願品種の名称				など、その範囲が不明確であるよう な指定をすることはできません。
3 生産する行為の制限に係る事	酒			は目在とすることは(こよどん。
	タ うとする地域として指定する地域(以)	下「指定地域」と		
いう。)				収穫物を生産できる地域を指定地域
□地域を指定する(以下に記	載)			に制限することにより、どのように
				出願品種の産地形成に繋がるか(指
(2) (1)による地域の指定と出版	質品種の産地形成の関係	L		定する地域の考え方、産地形成にお
				ける目標 産地形成のための取組等)
(3) 生産する行為を制限する旨				を記載してください。
	て種苗を用いることにより得られる収和	<b>養物を生産する</b>		
行為を制限する。				
			1	────────────────────────────────────

#### (3)輸出先国の制限に係る特例届出書(指定国の取消し)

本届出書を提出することにより、「輸出先国の制限に係る特例届出書」において種苗を輸出する行為を制限しないとした指定した国の指定を取り消し、当該国に種苗を輸出する場合にも育成者権者の許諾を必要とすることができます。

本届出書は、出願公表がされる前に提出する必要があり、出願公表後は指定の取消しはできませんので御注意ください。

		1	
別記様式第八号の四(第十六条の二分	<b>苇三項関係)</b>		
輸出	先国の制限に係る特例届出書 (指定国の取消し)		
農林水産大臣 殿 種苗法第 21 条の 2 第 2 項の規	年 月 出願者 住所 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名 代理人 住所 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名	)	「輸出先国の制限に係る特例届出書」 と同様です。9 頁を参照してください。
1 品種登録出願の番号 第 2 品種登録出願の年月日 4	,		出願受理後送付される受理票(「品種登録出願の受理について」)に記載された「品種登録出願の番号」及び「品種登録出願の年月日」を記載してください。
		_	「輸出先国の制限に係る特例届出書」と同様です。9 頁を参照してください。
5 取消しを求める事項 □届出に係る指定国の指定の会 □届出に係る指定国の指定の一	全部を取り消す 一部を取り消す(取消しを求める指定国を以下に記載	į) —	「輸出先国の制限に係る特例届出書」で全ての国の指定を取り消す場合には、「□届出に係る指定国の全部を取り消す」の□に✔を記載してください。 一部を取り消す場合には、「□届出に係る指定国の一部を取り消す」の□に✔を記載した上、取消しを求める指定国を記載してください。

#### (4) 生産地域の制限に係る特例届出書(指定地域の取消し)

本届出書を提出することにより、「生産地域の制限に係る特例届出書」において収穫物を生産することができるとして指定地域を取り消し、当該地域で収穫物を生産する場合にも育成者権者の許諾を必要とすることができます。

本届出書は、出願公表がされる前に提出する必要があり、出願公表後は指定の取消しはできませんので御注意ください。

	生産地域の制限に係る特例届出書 (指定地域の取消し)		
農林水産大臣 殿		年月日	「輸出先国の制限に係る特例届出 (指定国の取消し)」と同様です。 11 頁を参照してください。
	出願者 住所 氏名(法人にあっては、名称及び代表 代理人 住所 氏名(法人にあっては、名称及び代表		
種苗法第21条の2第	2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。		
1 品種登録出願の番号	記 · 第 号	/	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
<ol> <li>品種登録出願の年月</li> <li>農林水産植物の種類学 名 (ローマ字)</li> </ol>	号 第 号		□に <b>√</b> を記載した上で、取消しを める指定地域を記載してください。 なお、全ての指定地域を取り消す とは産地形成を行う制度の趣旨に
	号 第 号 目日 年 月 日 頁 :		める指定地域を記載してください。 なお、全ての指定地域を取り消す

## 3. 令和3年4月1日時点における出願品種又は登録品種について提出可能な届出書

ここでは、令和3年4月 | 日時点における出願品種又は登録品種について提出可能な届出書の記載等について留意すべき事項を解説します。

#### (1)輸出先国の制限に係る特例届出書(出願品種及び登録品種に係る届出)

本届出書を提出することにより、令和3年4月 | 日時点における出願品種又は登録品種について、育成者権者等により譲渡された種苗についても海外に輸出する場合に育成者権者の許諾を必要とすることができます。同一の出願者又は育成者権者に係る複数の出願品種及び登録品種について、種苗の輸出行為を制限する場合には | 通の本届出書でまとめて届出をすることができます。

本届出書は、令和3年9月30日までに提出する必要があります。同年10月1日以後に窓口に到達した 届出は受理できませんので御注意ください。

附則様式第一号(附則第二条第一	項関係)	
(出願名	E国の制限に係る特例届出書 A種及び登録品種に係る届出) 年 月 日	「輸出先国の制限に係る特例届出書」と同様です。9 頁を参照してくださ
農林水産大臣 殿	出願者(届出者) 住所 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 代理人 住所 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	出願品種について本届出書を提出す る場合には「□ 出願品種」の□に
種苗法の一部を改正する法律(き、下記の品種について別添のと 出願品種 登録品種	令和2年法律第74号)附則第3条第1項の規定に基づ おり届け出ます。 記	<ul> <li>✓を記載してください。</li> <li>登録品種について本届出書を提出する場合には「□ 登録品種」の□に</li> <li>✓を記載してください。</li> <li>出願品種と登録品種の双方について本届出書を提出する場合には双方の□に✓を記載してください。</li> </ul>

別添										
									輸出する行為の制	限に係る事項
品種登録 出願の 番号	品種登録 出願の 年月日	品種登録 の番号	品種登録 の年月日	農林水産植物の種類		出願品種又は 登録品種の 名称	出願品種(ない国と) 国」とい	の保護が図 して指定す う。)	られないおそれが る国(以下「指定	登録品種につき品種の育成に関 する保護を認めていない国以外 の国であって指定国以外の国に 対し種在を輸出する行為及びに 該国に対し最終消費以外の目的
				学名	和名		国を指定 しない	国を指定する	国名	をもって収穫物を輸出する行為 を制限する。
L										

出願中の品種については、出願 受理後送付される受理票(「品 種登録出願の受理について」に 記載された「品種登録出願の番 号」及び「品種登録出願の年月 日」を記載してください。 品種登録済みの品種について は、品種登録証に記載された 「品種登録の番号」及び「品種 登録の年月日」を記載してくだ さい。 出願品種又は登録品種の農林 水産植物の種類の学名(ロー マ字)及び和名並びに名称を 記載してください。 全ての国への種苗の輸出につき許諾を必要とする場合には「国を指定しない」に〇を記載してください。

輸出に許諾を不要とする国が ある場合には「国を指定する」 に○を記載した上 国名を記載 してください。※ 届出を行う品種全てに〇を 記載してください。(届出 者自身による制限の意思の 確認となります)

#### ※輸出に許諾を不要とする国を指定する場合の注意事項

- I 具体的な国名は、法第21条第2項ただし書きに規定する「当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めない国」以外の国(<a href="http://www.hinshu2.maff.go.jp/info/tebiki/shiteikoku.pdf">http://www.hinshu2.maff.go.jp/info/tebiki/shiteikoku.pdf</a> 参照)を記載してください。
- 2 国を指定した場合、そのことが公示された後は取り消すことができません。

#### (2)輸出先国の制限に係る特例届出書(出願品種の届出に係る指定国の取消し)

「輸出先国の制限に係る特例届出書(出願品種及び登録品種に係る届出)」において、種苗を輸出する行為を制限しないとした国の指定を取り消す場合に提出する届出書です。同一の出願者に係る複数の出願品種の指定を取り消す場合には I 通の本届出書でまとめて届出をすることができます。

なお、種苗を輸出する行為を制限しないとした国の指定を取り消すことができるのは令和3年4月 | 日時点における出願品種のみであり、同日時点における登録品種については本届出書を提出できません。

本届出書を提出することにより、指定を取り消した国に種苗を輸出する場合にも育成者権者の許諾を必要とすることができます。

本届出書は、出願公表がされる前に提出する必要があり、出願公表後は指定の取消しはできませんので御注意ください。

附則様式第二号(附則第二条第二項関係)

輸出先国の制限に係る特例届出書 (出願品種の届出に係る指定国の取消し)

農林水産大臣 殿

別添

年 月 日

「輸出先国の制限に係る特例届出書」 と同様です。9 頁を参照してください。

□届出に係る指定国の指定の一部を取り消す(取消し

を求める指定国を以下に記載)

出願者

住所

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

代理人

住所

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

種苗法第21条の2第2項の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

「輸出先国の制限に係る特例届出書(出願品種及び登録品種に 係る届出)」と同様です。 14頁を参照してください。

### 4. 品種登録後に提出可能な届出書

ここでは、品種登録後に提出可能な届出書の記載の仕方を中心に留意すべき事項を解説します。

#### (1)輸出先国の制限に係る特例届出書(指定国の追加)

本届出書を提出することにより、「輸出先国の制限に係る特例届出書」(「輸出先国の制限に係る特例届出書(出願品種及び登録品種に係る届出)」を含みます。)を提出している登録品種について、種苗を輸出する行為を制限しない国(指定国)を追加し、当該国に種苗を輸出する場合に育成者権者の許諾を不要とすることができます。

本届出書は、品種登録後に限り提出することができます。

	(指定国の追加)		
農林水産大 <mark>臣</mark> 殿	年月日 届出者 住所 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 代理人 住所 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	書」 くか なお 者様 住所 名称	全部出先国の制限に係る特例届出 と同様です。9 頁を参照して ださい。 会、「届出者」には、現在の育成 を者(複数の場合には全員)の 所又は氏名(法人にあっては、 が及び代表者の氏名)を記載し ばださい。
種苗法第21条の3第1項の	規定に基づき、下記のとおり届け出ます。 記		
1 品種登録の番号 第	号		<b>登録証に記載されている情報</b> えしてください。
<ol> <li>品種登録の番号 第</li> <li>品種登録の年月日 年</li> <li>農林水産植物の種類</li> </ol>	号	記載 登録 類の	

#### ※輸出に許諾を不要とする国の指定を追加する場合の注意事項

- I 具体的な国名は、法第 21 条第 2 項ただし書きに規定する「当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めない国」以外の国(<a href="http://www.hinshu2.maff.go.jp/info/tebiki/shiteikoku.pdf">http://www.hinshu2.maff.go.jp/info/tebiki/shiteikoku.pdf</a> 参照)を記載してください。
- 2 国を追加した場合、そのことが公示された後は取り消すことができません。

#### (2) 生産地域の制限に係る特例届出書(指定地域の追加)

本届出書を提出することにより、「生産地域の制限に係る特例届出書」を提出している登録品種について、 収穫物を生産できる地域(指定地域)を追加し、当該地域で収穫物を生産する場合に育成者権者の許諾を不 要とすることができます。一度追加した地域の指定については、そのことが公示された後は取り消すことが できませんので御注意ください。

#### 本届出書は、品種登録後に限り提出することができます。

	域の制限に係る特例届出書 (指定地域の追加)	
農林水産大臣 殿		年月日
	届出者 住所 氏名(法人にあっては、名称及び 代理人 住所	代表者の氏名)
種苗法第21条の3第1項の規定	氏名 (法人にあっては、名称及び ごに基づき、下記のとおり届け出ます。 記	
1 品種登録の番号 第 2 品種登録の年月日 年		
3 農林水産植物の種類 学 名 (ローマ字): 和 名:		

「輸出先国の制限に係る特例届出書(指定国の追加)」と同様です。16頁を参照してください。

□に✓を記載した上、追加する 地域を記載してください。地域 を記載する際の注意点について は、「生産地域の制限に係る特 例届出書」(10頁)を参照して ください。

収穫物を生産できる地域を追加 することにより、どのように登録 品種の産地形成に繋がるか(追加 する地域の考え方、産地形成にお ける目標 産地形成のための取組 等)を記載してください。

#### (3)輸出先国の制限に係る特例届出書(指定国の追加の取消し)

本届出書を提出することにより、「輸出先国の制限に係る特例届出書(指定国の追加)」において、種苗を輸出する行為を制限しないとして追加した国の指定を取り消し、当該国に種苗を輸出する場合にも、育成者権者の許諾を必要とすることができます。

本届出書は、「輸出先国の制限に係る特例届出書(指定国の追加)」の内容が公示される前に提出する必要があり、公示後は追加の取消しはできませんので御注意ください。

別記 様式第八号の八(第十六条の四第	二項関係)			
1,017-131	国の制限に係る特例届出書 指定国の追加の取消し)	年月日	ſ	「輸出先国の制限に係る特例届
	届出者 住所 氏名(法人にあっては、名称及び代表 代理人 住所 氏名(法人にあっては、名称及び代表 Eに基づき、下記のとおり届け出ます。 配	者の氏名)		出書(指定国の追加)」と同様です。16 頁を参照してください。
和 名: 4 登録品種の名称 5 取消しを求める事項 □届出に係る指定国の追加の全		(下に記載)		「輸出先国の制限に係る特例届出書(指定国の追加)」で追加した指定国の全ては 指定を取り消す場合に国の全は、「□届出に係る指定国ののに★を記載してください。 一部の指定を取り消す」い。 一部の指定を取り消すまない。 一部の追加の一部を取り消る指定 国の追加の一部を取り消したより は、「□届出に係る指定 国の追加の一部を取りた上、 取消しを求める追加したお 定国を記載してください。

#### (4) 生産地域の制限に係る特例届出書(指定地域の追加の取消し)

本届出書を提出することにより、「生産地域の制限に係る特例届出書(指定地域の追加)」において、生産地域を制限しないとして追加された地域の指定を取り消し、当該地域で収穫物を生産する場合にも、育成者権者の許諾を必要とすることができます。

本届出書は、「生産地域の制限に係る特例届出書(指定地域の追加)」の内容が公示される前に提出する 必要があり、公示後は指定の取消しはできませんので御注意ください。

別記 様式第八号の九(第十六条の 生	四第二項関係) 産地域の制限に係る特例届出書 (指定地域の追加の取消し)	
	届出者 住所 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 代理人 住所 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	「輸出先国の制限に係る特例届出書(指定国の追加)」と同様です。16 頁を参照してください。
1 品種登録の番号 第 2 品種登録の年月日 年 3 農林水産植物の種類 4 登録品種の名称 5 取消しを求める事項 □届出に係る指定地域の追載)		「生産地域の制限に係る特例届出書(指定地域の追加)」で追加した指定地域の全部を取り消す場合には、「□届出に係る指定地域の追加の全部を取り消す」の□に◆を記載してください。 一部を取り消す場合には、「□届出に係る指定地域の追加の一部を取り消す」の□に◆を記載した、下□届出に係る指定地域の追加の一部を取り消す」の□に◆を記載した、取消しを求める指定地域を記載してください。

#### (5)輸出先国の制限に係る特例届出書(届出の取下げ)

本届出書を提出することにより、「輸出先国の制限に係る特例届出書」(「輸出先国の制限に係る特例届出書(出願品種及び登録品種に係る届出)」を含みます。)を提出している場合における種苗を輸出する行為の制限を取り止め、育成者権者等により譲渡された種苗について、品種保護制度のない国以外に輸出する場合に、育成者権者の許諾を不要とすることができます。

本届出書は、品種登録後に限り出願することができます。

別記 様式第八号の十(第十六条の3	五第一項関係)	
輸	出先国の制限に係る特例届出書 (届出の取下げ)	
農林水産大臣 殿 種苗法第 21 条の 4 第 1 項の	年 月 日  届出者 住所 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  代理人 住所 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  規定に基づき、下記のとおり届け出ます。	「輸出先国の制限に係る特例届出書(指定国の追加)」と同様です。 16 頁を参照してください。
1 品種登録の番号 第 2 品種登録の年月日 年 3 農林水産植物の種類 学 名 (ローマ字)・		
和 名: 4 登録品種の名称 5 輸出先国の制限の届出の即		□に✔を記載してください。

#### (6) 生産地域の制限に係る特例届出書(届出の取下げ)

本届出書を提出することにより、「生産地域の制限に係る特例届出書」を提出している場合において、収穫物を生産できる地域の制限自体を取り止め、育成者権者等により譲渡された種苗について、収穫物を生産する場合に育成者権者の許諾が不要とすることができます。

本届出書は、品種登録後に出願することができます。

	1
別記 様式第八号の十一(第十六条の五第一項関係)	
生産地域の制限に係る特例届出書 (届出の取下げ) 年月日 農林水産大臣 殿 届出者 住所	「輸出先国の制限に係る特例届出書(指定国の追加)」と同様です。16 頁を参照してください。
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 代理人 住所 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 種苗法第21条の4第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。 記	
<ol> <li>1 品種登録の番号 第 号</li> <li>2 品種登録の年月日 年 月 日</li> <li>3 農林水産植物の種類</li> </ol>	
学 名 (ローマ字): 和 名:  4 登録品種の名称	
5 生産地域の制限の届出の取下げに係る事項 □指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する 行為の制限の届出を取り下げる。	□に✔ を記載してください。

#### (7)輸出先国の制限に係る特例届出書(取下げに係る届出の取下げ)

本届出書を提出することにより、「輸出先国の制限に係る特例届出書(届出の取下げ)」を取り下げ、種苗を輸出する行為の制限を取り止めないこととすることができます。

本届出書は、「輸出先国の制限に係る特例届出書(届出の取下げ)」の内容が公示される前に提出する必要があり、公示後は当該届出書の取下げはできませんので御注意ください。

別記 様式第八号の十二(第十六条の五)	第二項関係)		
	:国の制限に係る特例届出書 下げに係る届出の取下げ)		
和 名: 4 登録品種の名称	記 号 月 日	弥及び代表者の氏名) 出ます。	「輸出先国の制限に係る特例届出書(指定国の追加)」と同様です。16 頁を参照してください。
5 取下げを求める事項 □輸出先国の制限の届出の取下	げに係る届出を取り下げる。	_	□に✔を記載してください。

#### (8) 生産地域の制限に係る特例届出書(取下げに係る届出の取下げ)

本届出書を提出することにより、「生産地域の制限に係る特例届出書(届出の取下げ)」を取り下げ、収穫物を生産できる地域の制限を取り止めないこととすることができます。

本届出書は、「生産地域の制限に係る特例届出書(届出の取下げ)」の内容が公示される前に提出する必要があり、公示後は当該届出書の取下げはできませんので御注意ください。

	生産地域の制限に係る特例届出書 (取下げに係る届出の取下げ)			
農林水産大臣 殿 種苗法第 21 条の 4 第 2 項	代理人 住所	年 月 名称及び代表者の氏名) 名称及び代表者の氏名) 名称及び代表者の氏名) け出ます。	E Control of the cont	「輸出先国の制限に係る特出書(指定国の追加)」とです。16 頁を参照してくい。
<ol> <li>品種登録の番号 第</li> <li>品種登録の年月日 3</li> <li>農林水産植物の種類 学 名 (ローマ字):</li> </ol>				

## 5. 利用制限届出に関する問い合わせ先

〒 | 00-8950 東京都千代田区霞が関一丁目2番 | 号 農林水産省食料産業局知的財産課種苗室登録チーム TEL 03-3502-8 | | | (代表) 内線430 |

利用制限届出に関する情報は、農林水産省の品種登録ホームページ(<a href="http://www.hinshu2.maff.go.jp/">http://www.hinshu2.maff.go.jp/</a> index.html)でもご覧いただけます。

# MAFF